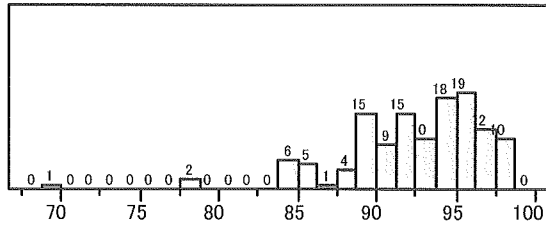


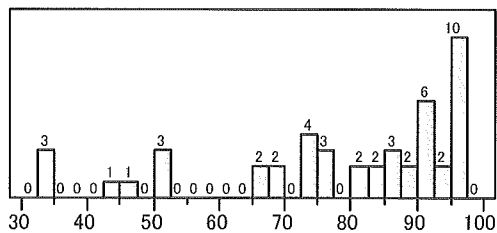
(表－ 9) 児童養護施設の年間充足率



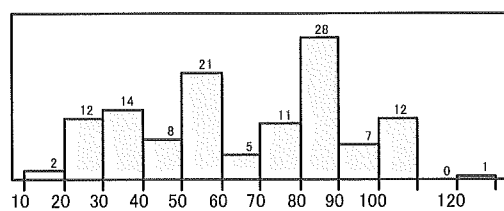
(表－ 1 0) 一時保護所と児童養護施設の各月ごとの入所率の推移

月	児童養護施設	一時保護所	順位
4	0,888	1,60	⑪
5	0,892	1,30	⑫
6	0,900	1,74	⑩
7	0,908	1,89	⑧
8	0,909	2,24	③
9	0,920	1,91	⑥
10	0,911	1,91	⑥
11	0,929	1,76	⑨
12	0,935	2,37	②
1	0,937	2,16	④
2	0,939	2,63	①
3	0,942	1,99	⑤
平均	0,918	1,96	

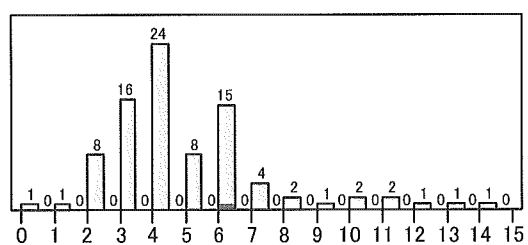
(表－ 1 1) 情緒障害児短期治療施設の年間充足率



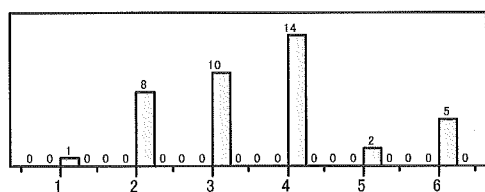
(表-12) 児童自立支援施設の年間充足率



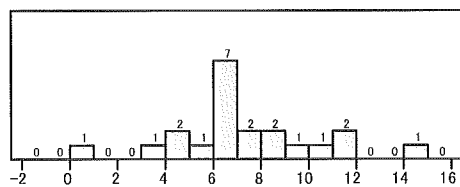
(表-13) 居室の状況



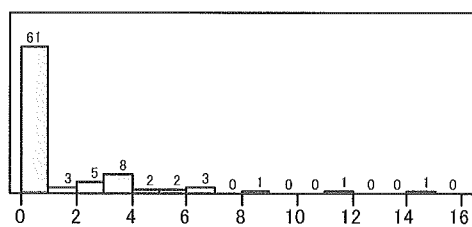
(表-14) 小規模施設の居室



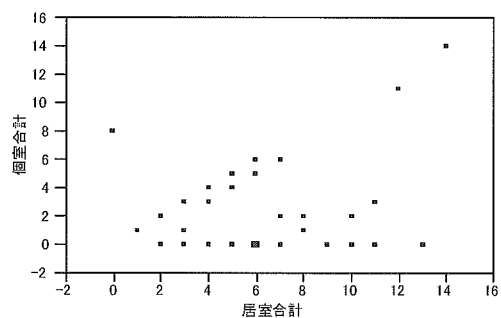
(表-15) 大規模施設の居室数



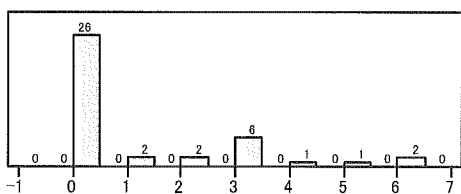
(表-16) 個室



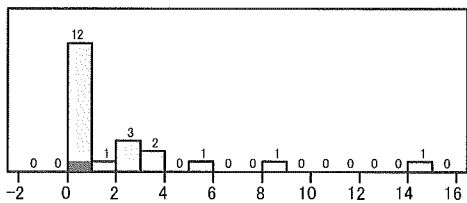
(表-17) 居室と個室の関係



(表-18) 小規模施設の個室数



(表-19) 大規模施設の個室数



(表-20) 居室以外の部屋

	学習室	静養室	食 堂	スポーツ コーナー	体育館	娯楽室	園庭
専用である	4 8 57,1%	2 0 23,3%	4 2 49,4%	1 5 17,6%	1 4 16,3%	1 6 18,8%	5 9 70,2%
兼用である	3 6 42,9%	2 9 33,7%	4 3 50,6%	5 0 58,8%	1 4 16,3%	6 5 76,5%	1 9 22,6%
ない	0	3 7 43,0%	0	2 0 23,5%	5 8 67,4%	4 4,7%	6 7,1%
合計	8 4 100%	8 6 100%	8 5 100%	8 5 100%	8 6 100%	8 5 100%	8 4 100%

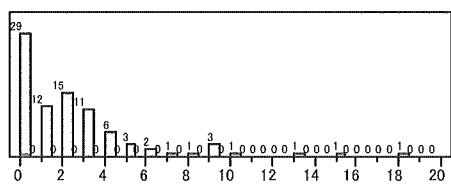
(表-21) 学習室の状況

規模	兼用	専用	合計
小	3 0 76,9%	9 23,1%	3 9 100%
中	1 1 42,3%	1 5 57,7%	2 6 100%
大	7 36,8%	1 2 63,2%	1 9 100%
合計	4 8 57,1%	3 6 42,9%	8 4 100%

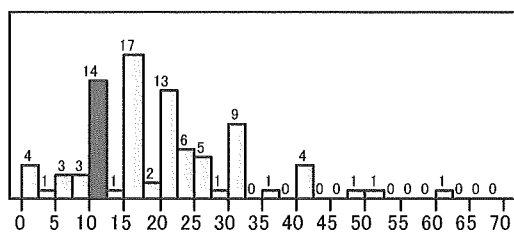
(表-22) 静養室の状況

規 模	なし	兼用	専用	合計
小	1 9 47,5%	1 4 35,0%	7 17,5%	4 0 100 %
中	1 5 57,7%	7 26,9%	4 15,4%	2 6 100 %
大	3 15,0%	8 40,0%	9 45,0%	2 0 100 %
計	3 7	2 9	2 0	8 6

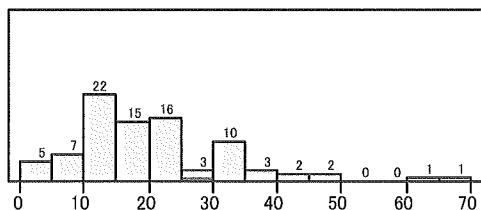
(表-23) 居室以外の部屋数



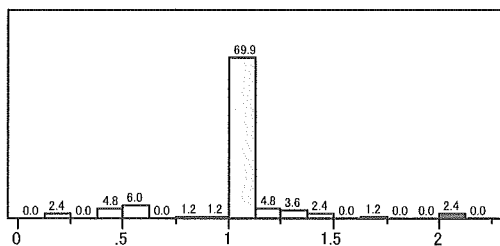
(表-24) 定員



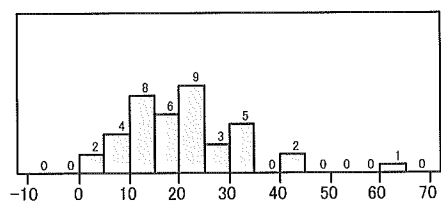
(表-25) 実定員



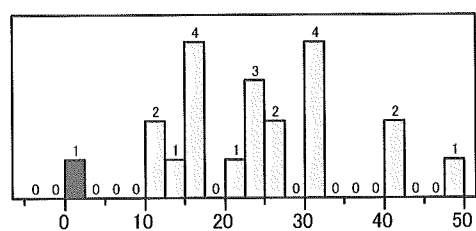
(表-26) 定員と実定員の比率



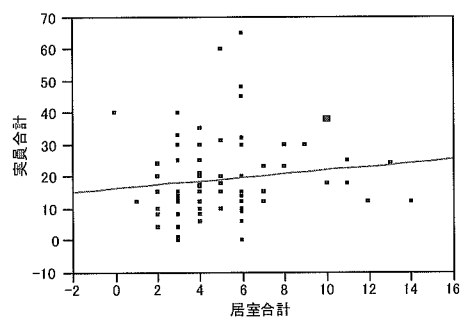
(表-27) 小規模施設の定員



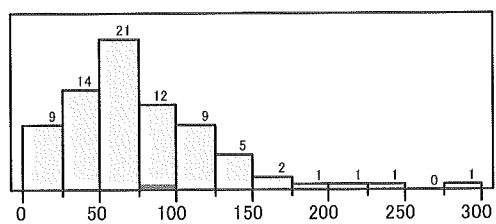
(表-28) 大規模施設の定員



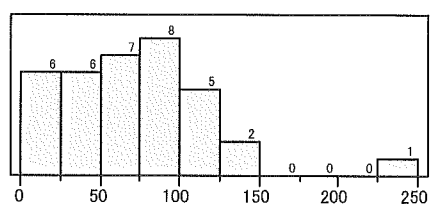
(表-29) 居室数と実定員の相関



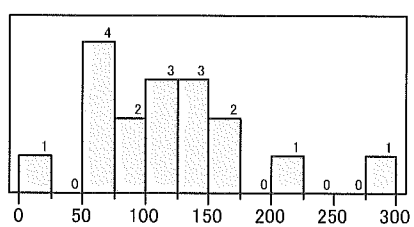
(表-30) 居室面積



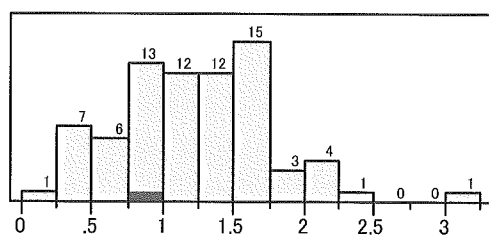
(表-3 1) 小規模施設の居室面積



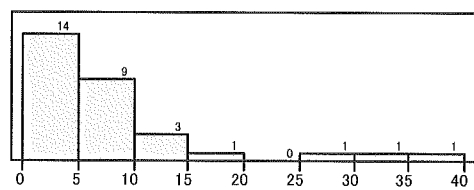
(表-3 2) 大規模施設の居室面積



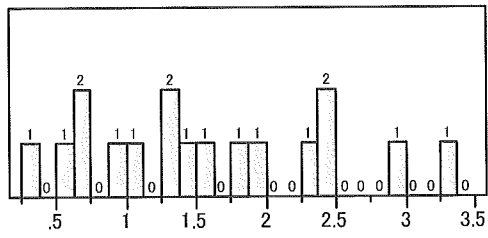
(表-3 3) 居室余裕率 (全体)



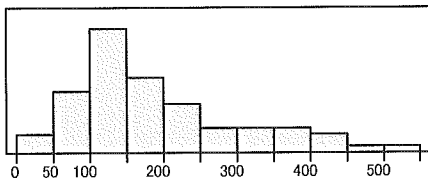
(表-3 4) 小規模施設の居室余裕率 (入所児童比)



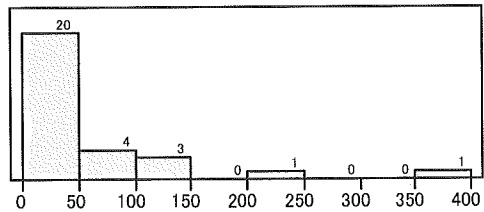
(表-35) 大規模施設の居室余裕率 (入所児童比)



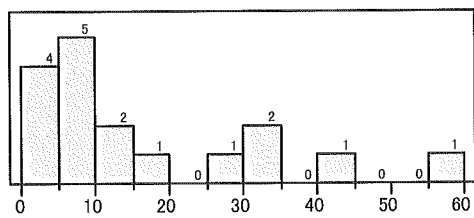
(表-36) 生活面積



(表-37) 小規模施設の一人当たりの生活面積



(表-38) 大規模施設の一人当たりの生活面積



(表-39) 年齢・相談種類ごとの入所児童の状況

	養護相談	うち虐待相談	非行・触法	その他相談	合計
幼児	37, 4 (90,6%)	14, 4 (34,9%)	0, 0 (0%)	3, 9 (9,4%)	41, 3 (100%) (24,4%)
小学生	55, 2 (86,8%)	27, 1 (42,6%)	2, 9 (4,6%)	5, 5 (8,6%)	63, 6 (100%) (37,5%)
中学生	23, 9 (50,1%)	11, 9 (24,9%)	17, 3 (36,3%)	6, 5 (13,6%)	47, 7 (100%) (28,3%)
中卒児	7, 8 (47,3%)	4, 2 (25,5%)	5, 6 (33,9%)	3, 1 (18,8%)	16, 5 (100%) (9,8%)
合計	124, 3 (73,5%)	57, 6 (34,1%)	25, 8 (15,3%)	19, 0 (11,2%)	169, 1 (100%)

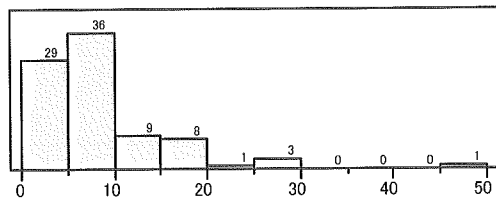
(表-40) 件数等の推移

年度	入所件数	1日平均 在籍児童 数	平均在籍 日数
14年	280, 6件	8,77人	20,0日
15年	299, 3件	9,79人	20,7日
16年	303, 2件	10,57人	22,0日
増加 率	1,08倍	1,21倍	1,10倍

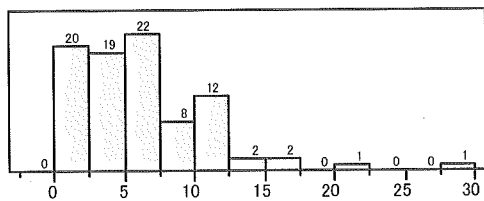
(表-4 1) 相談種別ごとの退所先と入所日数

		相談種別 (人)				平均入 所日数
		養護相談	うち虐待	非行・ ぐ犯	その他	
退 所 先	児童養護施設	31,8	15,6	2,3	2,4	34,70
	児童自立支援 施設	1,8	0,7	5,7	0,8	32,22
	情緒障害児短 期治療施設	1,5	1,1	0,1	0,6	67,62
	里親	3,1	1,1	0,1	0,2	37,02
	自宅	68,4	27,9	13, 2	12,6	28,48
	その他	12,6	4,8	3,1	2,4	20,36
	平均入所日数	34,00	26,76	22,96	17,89	27,96

(表-4 2) 正規職員



(表-4 3) 非常勤職員



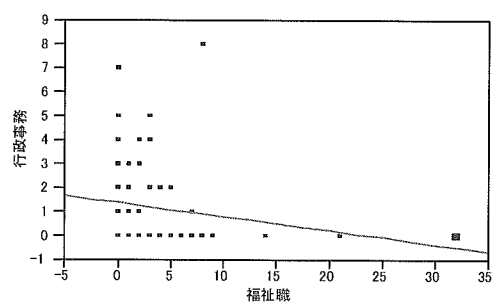
(表-44) 職種と職員数 (上段が正規職員、下段が非常勤職員)

	児童指導員	保育士	看護師	保健師	心理士	学習指導	その他	合計	総計
小規模 (40)	1,90	1,40	0,08	0	0,05	0,05	0,08	3,48	5,67
	1,87	0,67	0	0	0,30	0,10	1,47	2,19	
中規模 (26)	3,65	3,04	0,12	0,12	0	0,15	0,08	7,08	9,36
	1,13	0,36	0,07	0	0,59	0,40	2,33	2,28	
大規模 (21)	6,05	7,33	0,71	0,05	0,10	0,29	0,38	14,53	18,08
	0,95	1,46	0,09	0	0,84	0,45	1,10	3,55	
平均	3,43	3,32	0,24	0,05	0,05	0,14	0,15	7,38	12,23
	1,13	0,77	0,04	0	0,52	0,27	2,12	4,85	

(表-45) 常勤児童指導員の採用区分

	行政	福祉	心理	教員	合計
小規模	1, 13 (55,7%)	0, 75 (36,9%)	0, 10	0, 05	2, 03 (100%)
中規模	1, 50 (40,5%)	1, 96 (53,0%)	0, 12	0, 12	1, 70 (100%)
大規模	1, 19 (15,1%)	6, 33 (80,5%)	0, 05	0, 29	7, 86 (100%)

(表-46) 常勤児童指導員の職種



(表-47)常勤児童指導員の出身・資格

	現役派遣 教員	社会福祉 士	社会福祉 主事	保育士	教員免許	心理学科 卒	福祉初体 験	一般行政
小規模	0,05	0,20 (10,5%)	0,53 (27,9%)	0,33 (17,4%)	0,23	0,08	0,10 (5,3%)	0,48 (25,3%)
中規模	0,19	0,19 (5,2%)	0,77 (21,1%)	1,46 (40,0%)	0,19	0,19	0,08 (2,2%)	0,73 (20,0%)
大規模	0,29	0,43 (7,1%)	2,00 (33,1%)	1,19 (19,7%)	0,24	0,33	0,24 (4,0%)	0,48 (7,9%)

(表-48)平日昼間の職員体制

		正規	小計	非常勤	小計	合計	総計
小規模	指導員	1,12	2,05	0,13	0,71	1,25	2,76
	保育士	0,73		0,20		0,93	
	その他	0,20		0,38		0,58	
中規模	指導員	1,54	3,40	0,38	0,92	1,92	4,32
	保育士	1,19		0,12		1,31	
	その他	0,67		0,42		1,09	
大規模	指導員	1,55	5,15	0,05	0,78	1,60	5,93
	保育士	1,74		0,33		2,07	
	その他	1,86		0,40		2,26	

(注) 「その他」は、心理職12、学習指導4、その他4である

(表-49)休日昼間の職員体制

		正規	小計	非常勤	小計	合計	総計
小規模	指導員	0,94	1,42	0,45	1,03	1,39	2,45
	保育士	0,29		0,15		0,44	
	その他	0,19		0,43		0,62	
中規模	指導員	0,94	2,36	0,31	0,77	1,25	3,13
	保育士	0,98		0,04		1,02	
	その他	0,44		0,42		0,86	
大規模	指導員	1,40	4,04	0,14	0,78	1,54	4,82
	保育士	1,45		0,38		1,55	
	その他	1,19		0,26		1,33	

(表-50)平日夜間の職員体制

		正規	小計	非常勤	小計	合計	総計	男性	女性
小規模	指導員	0,28	0,86	0,45	1,18	0,98	2,04	0,87	0,51
	保育士	0,25		0,08		0,33			
	その他	0,33		0,65		0,98			
中規模	指導員	0,88	1,51	0,42	1,42	1,30	2,93	1,23	1,00
	保育士	0,42		0,04		0,46			
	その他	0,21		0,96		1,17			
大規模	指導員	0,76	2,28	0,29	1,29	1,05	3,57	1,29	1,38
	保育士	0,71		0,24		0,95			
	その他	0,81		0,76		1,57			

(注) 「その他」は、児童相談所内でのローテーション10人、宿直・当直5人、夜間嘱託など3人、その他13などである

(表-51) 休日夜間

		正規	小計	非常勤	小計	合計	総計	男性	女性
小規模	指導員	0,30	0,78	0,55	1,15	0,85	1,93	0,93	0,52
	保育士	0,25		0,05		0,30			
	その他	0,23		0,55		0,78			
中規模	指導員	0,77	1,44	0,42	1,46	1,19	2,90	1,23	0,96
	保育士	0,42		0		0,42			
	その他	0,25		1,04		1,29			
大規模	指導員	0,95	2,43	0,29	1,25	1,24	3,68	1,12	1,21
	保育士	0,67		0,29		0,96			
	その他	0,81		0,67		1,48			

(表-52) 勤務体制 (まとめ)

	平均児童数	平日 昼間	職員1人 当りの児 童数	休日 昼間	平日 夜間	休日 夜間	職員1人 当りの児 童数	負担比率
小規模	3, 4	2,76	1,23	2,45	2,04	1,93	1,76	1, 43
中規模	10, 8	4,32	2,50	3,13	2,93	2,90	3,72	1, 49
大規模	22, 9	5,93	3,86	4,82	3,57	3,68	6,22	1, 29

厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）
児童虐待等の子どもの被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究
（主任研究者 奥山真紀子）

分担研究報告書
分担研究者 安部計彦 西南学院大学人間科学部

1-3 委託一時保護の活用と課題

松崎佳子（九州大学大学院）

研究協力者

肥山文雄（福岡県中央児童相談所）
津田定則（福岡市こども相談センター）

A. はじめに

委託一時保護は、厚生労働省の児童相談所運営指針において、「児童相談所が子どもを一時保護する必要がある場合は、一時保護所を利用することを原則とするが、夜間発生や生活習慣の未自立、子どもの問題状況等定められた適切な理由で委託保護を行うことが適当と判断される場合には、一時保護を委託することができる」とされている制度である。

児童相談所の一時保護機能の一つとして、役割の重要性が指摘されてきているが、その活用状況等についてはこれまでほとんど調査されてきていない。そこで、今回委託一時保護の活用状況について全国の児童相談所と、委託の受け入れ先である児童福祉施設および里親へ調査を行い、活用状況や意識の分析を行うとともに課題を検討した。

なお、本研究は分担研究者の安部計彦西南学院大大学教授を中心として、全国の児童相談所に対して行われた「要保護児童の一時保護のあり方に関する研究」の一部で

ある。

B. 研究方法（倫理面への配慮）

本調査は、「委託一時保護の活用と課題」について①全国 187 カ所の児童相談所、②委託先である児童養護施設と乳児院については 20%サンプル抽出、児童自立支援施設と情緒障害児短期治療施設については全施設、里親に対しては児童相談所を通して依頼し、それぞれ調査票を用いて郵送法による自計式調査を行った。児童相談所に対しては、「児童相談所における一時保護のあり方に関する調査票」の一項目に組み込んだ。委託機関用調査票は、同様の調査項目で別途作成した。

調査時期は、平成 17 年 9 月～10 月である。

C. 研究結果

1. 児童相談所への調査

1-1. 回収状況

回収数は 139 票であり、回収率は 74.3%であった。

1-2. 委託一時保護状況

1-2-1. 平成 16 年度委託一時保護状況

委託一時保護利用状況は、表 1-2-1 の通りであった。養護相談に関しては、95.0%、その内虐待相談に関しては、85.6%の児童相談所が一時保護委託を利用していた。非行・触法相談に関しては 20.9%、その他の相談では 45.3%であり、相談種別で利用の差があった。

1-2-2. 一時保護所の有無等による委託状況

結果は表 1-2-2～4 の通りであった。

一時保護所を有している児童相談所が 87(62.9%)、保護所を有しない児童相談所が 52(37.4%)であった。

一時保護所の「規模別(一日平均保護人数 7 人未満を小、7 人以上 14 人未満を中、14 人以上を大)」と「保護所なし」の児童相談所の委託一時保護件数を比較すると、一時保護所の規模が大きくなるほど委託一時保護の件数も増加していた。「一時保護所なし」の児童相談所の委託保護件数は、中規模の保護所を有する児童相談所とほぼ同様であった。

また、一時保護所を有する児童相談所では、所内一時保護件数が委託一時保護に比べ有意に多かった。大規模の児童相談所は保護件数も多く、委託一時保護の利用も高いが、小規模の児童相談所は、保護件数も少ないため保護所での対応で可能であったと考えられた。

一方「一時保護所なし」の児童相談所では所内保護件数と委託保護件数の差が見られないことから、一時保護所を有する児童相談所に比べ委託一時保護の利用が高いと推測された。

1-3. 平成 15, 16 年度委託一時保護状況

1-3-1. 各施設の委託一時保護利用状況

結果は表 1-3-1 の通りである。

委託一時保護の利用率は、児童養護施設 90.6%、乳児院 78.4%、その他の児童施設

65.5%、警察 27.3%、医療機関 46.0%、その他 53.2%であった。

1-3-2. 施設別平均委託件数及び委託日数

結果は表 1-3-2～6 の通りであった。

児童養護施設への平均委託数は、就学前 13.4、小学生 10.7、中学生 6.1、15 歳以上 3.7 件であり、1 人平均委託日数は 31.1 日であった。乳児院への平均委託数は、13.8 件で、1 人平均委託日数は 29.1 日であった。

その他の児童施設へは、就学前 3.4、小学生 3.3、中学生 2.6、15 歳以上 2.9 件で、1 人平均委託日数は 29.1 日であった。警察署へは、就学前 7.5、小学生 5.1、中学生 8.6、15 歳以上 6.7 件で、1 人平均委託日数は 2.1 日であった。

医療機関への委託一時保護は、利用自体が就学前で 37.4%、小学生以上 15.1%～9%と低いが、利用した児童相談所の平均委託件数は、就学前 3.3、小学生 2.5、中学生 1.8、15 歳以上 1.7 件で、1 人平均委託日数は 26.9 日であった。医療機関の種類による委託件数平均と 1 人平均委託日数は、小児科が 3.1 件～1.0 件、25.7 日、外科 2.0～1.0 件、10.8 日、精神科 2.8～1.6 件、59.8 日であった。

その他の機関へは、就学前 6.3、小学生 5.9、中学生 3.7、15 歳以上 3.7 件で、1 人平均委託日数は 23.2 日であった。その他の機関では、里親が 8.4 件と最も多く、次いで知的障害児施設 4.0 件、児童自立支援施設 3.1 件、親戚 2.6 件、情緒障害児短期治療施設 2.1 件、肢体不自由児施設 2.5 件、重症心身障害児施設 1.3 件であった。

その他の機関への委託理由は、児童自立支援施設や情緒障害児短期治療施設では「専門的な対応が必要」、障害児施設では、それに加えて「身辺介護が困難」が多かったが、里親では「一時保護所の定員超過」「夜間・緊急など」「保護者の危険からの

保護」が多く、差が見られた。

1-3-7. 平成 15, 16 年度相談種別ごとの委託一時保護件数

結果は表 1-3-7 の通りである。

養護相談は、就学前 27.8、小学生 12.9、中学生 5.1、15 歳以上 3.3 で計 49.1 件であった。そのうち虐待相談は、就学前 9.8、小学生 6.2、中学生 5.1、15 歳以上 1.5 の計 19.9 件で、養護相談の 40.5%であった。

非行・ぐ犯相談は、就学前 0.2、小学生 0.4、中学生 2.5、15 歳以上 1.8 の計 4.9 件であった。

1-4. 児童福祉施設等への委託費の額と妥当性

1-4-1. 平成 17 年度の委託料

結果は表 1-4-1 の通りである(有効回答 134)。

「現在の国の基準通り」99(73.9%)、「現行単価+施設事務費の日割り」3(0.2%)、「措置費の日割り」6(4.5%)、「その他」26(19.4%)であり、「国の基準通り」が大半を占めていた。「その他」は県費加算をして 1610 円(3)、2560 円(1)、3660 円(1)、4660 円(3)、被虐待児加算で 2420 円、都加算では一般：1804 円、乳児院：2051 円、里親及び私人：5500 円などとなっている。

1-4-2. 適切と思われる委託料

金額の提示または意見が 101 児相からあり関心の高さが伺えた。

適切と思われる委託料については「措置費と同額」が最も多く 32 件であった。

金額の提示では 1,560 円～10,800 円まで幅があったが、最も多かったのは、5,000 円(14)で、次いで 3,000 円(8)であった。

「里親については、最低レスパイトケアの 5,500 円と同額にすべきである」「乳幼児の場合ミルク代やオムツ代の支給も必要」

「教育費の加算」など様々な意見があった。

1-5. 児童福祉施設等委託先への情報提供

結果は、表 1-5-1～2 の通りである。

「全く情報を出さない」0、「電話で簡単に話す程度」13(9.8%)、「面接して内容を伝える」53(40.2%)、「措置と同様にしている」48(36.4%)「その他」18(13.6%)であり、面接したり、措置と同様の手続きが行われていた。

「その他」は「ケースの内容や委託期間による」「一時保護所と同程度」「児童記録票の添付」などであった。

1-6. 委託先からの登校

委託期間が 1 週間となる場合の委託先からの登校状況は、表 1-6-1～2 の通りである。

「通学させている」47(36.7%)、「通学させていない」73(57.0%)、不明 8(6.3%)であった。

「通学させている」場合、「出身校への通学」が 24(51.1%)、「施設の地元校に転校」22(46.8%)、「施設の地元校に一時通学」13(21.3%)であった。

1-7. 児童相談所と委託先との接触

結果は、表 1-7-1～2 の通りである。

「週 1 回程度」39(29.3%)が最も多く、次に「月数回」33(24.8%)、「ほとんどない」15(11.3%)、「月 1 回程度」11(8.3%)、「週に数回」9(6.8%)、「その他」26(19.5%)であった。「その他」については、「ケースの状況に応じて」16 が最も多かった。

1-8. 委託についての保護者とのトラブル

結果は、表 1-8-1～2 の通りである(有効回答 136)

「頻繁にある」3(2.2%)、「時々ある」62(45.6%)、「あまりない」41(30.1%)、「な

い」30(22.1%)で、トラブルは、「苦情」39.7%、「暴言」29.4%、「頻繁な電話」26.2%などであった。内容は、「子どもの引き取りに関して」が31.0%と半数を占め、「児童相談所への不満」25.4%、「子どもとの面会」21.8%、「援助方針への不満」13.7%などであった。

1-9. 学級担任、民生・児童委員などへの委託一時保護の積極的な活用についての意見
結果は、表1-9-1~2の通りである。

「積極的に行うべき」3(2.2%)、「やや積極的に賛成」15(11.0%)、「やや慎重」23(16.9%)、「慎重に行うべき」89(65.4%)、「その他」6(0.4%)と「慎重に」という意見が82.3%と大半を占めていた。自由意見も96児童相談所から出されていたが、すべて慎重にという立場からの意見であった。問題点として、大きく以下の点が述べられていた。

①子どもや親の立場から考えるとプライバシー保護の問題がある。子どもの意思確認、安全確認が必要である。保護者との調整が困難である。保護者とのトラブルが想定される。②委託先の問題として、学級担任の本来役割と一時保護委託は別の役割である。担任個人、家族にとって負担が大きい。民生・児童委員については、学級担任へと同様な意見の他に、里親登録をしてもらえると良いのではという意見もあった。③本来一時保護所の機能を充実させるべきである。④一時保護委託の制度が不十分で、個人への負担、トラブルに繋がる。生活費、保険、児童相談所の委託先との調整機能など制度の検討が必要である。

1-10. 今後一時保護委託を活用するか

結果は表1-10-1~2の通りである。

「積極的に行う」28(20.5%)、「やや積極的に行う」65(47.8%)、「やや消極的」

21(15.4%)、「消極的」14(10.3%)で、活用したい意向が68.3%と高かった。

1-11. 一時保護委託を受け入れやすくする上で一番大切なこと

結果は、表1-11-1~2の通りである。最も多かったのは「委託一時保護費の改善」69.2%であり、次いで「児童相談所が強い支援を行う」12.8%であった。

ほとんどの児童相談所が意見要望を書いており、以下の3点に集約された。

まず、「委託一時保護費の引き上げ」である。乳幼児や障がい児の加算や学校への通学費も含めた教育費、傷害保険、医療機関委託の場合の付き添い費用等の要望があった。次いで、施設に一時保護委託用の定員の設置など「委託制度自体の充実」であった。三番目は「一時保護所の整備・強化がまず必要である」という意見であった。その他として、一時保護所を持たない児童相談所や離島を抱える児童相談所にとって一時保護委託制度は活用したい制度であるということ等であった。

2. 委託機関への調査

2-1. 回収状況

児童養護施設70、乳児院18、児童自立支援施設45、情緒障害児短期治療施設20、里親70、所属不明1の計224施設・里親から回答があった。

それぞれの管轄児童相談所に一時保護所を有しているところが85.3%、ないところが14.7%であった。また、里親の24.6%は、一時保護所を有していない地域であった。

2-2. 委託一時保護の実績

2-2-1. 委託件数(有効回答223)

委託一時保護の受託率は表2-2-1の通りで、児童養護施設74.3%、乳児院80.0%、児童自立支援施設76.1%、情緒障害児短期治

療施設 60.0%、里親 80.0%であった。

各施設における平均受け入れ件数及び平均受け入れ期間は、表 2-2-2 の通りである。児童養護施設では養護相談を 9.9 件、うち虐待相談を 4.9 件、非行相談を 1.4 件であり、平均受け入れ期間は、それぞれ 12 日、24 日、8 日であった。乳児院は、養護相談 17.4 件で 10 日、うち虐待相談 6.2 件 25 日であった。情緒障害児短期治療施設は養護相談 6.1 件、10 日、虐待相談 4.9 件、32 日と虐待相談の受託が多かった。児童自立支援施設は非行相談 4.5 件、18 日、養護相談 3.9 件、15.5 日であった。里親は、養護相談 2.3 件、10 日、虐待相談 1.9 件 14 日であった。

2-2-3. 一時保護委託理由(複数回答)

結果は表 2-2-3 の通りである。

「措置を前提」が最も多く 107 件であった。次に「保護者の危機からの保護」87、「一時保護所の定員超過」70、「夜間・緊急など」65、「専門的な対応が必要」37 などであった。

施設別に見ると、児童養護施設は、「措置前提」「保護者の危機からの保護」「一時保護所の定員超過」「夜間・緊急など」が多く、乳児院は「保護者の危機からの保護」「夜間・緊急など」、里親は「保護所の定員超過」「夜間・緊急など」であった。一方情緒障害児短期治療施設や児童自立支援施設では、「措置を前提」「専門的な対応が必要」が多く、委託一時保護の目的の違いが伺えた。

2-3. 児童福祉施設等への委託費の額と妥当性

2-3-1. 平成 17 年度の委託料

「現在の国の基準通り(1560 円)」が 143 (73.0%)と大半を占め、「措置費の日割」2(0.1%)、「現行単価+事務費の日割」

5(0.3%)、「その他」46(23.4%)であった。

「その他」の委託料は、「県立等であるため無料である」施設を除くと、1,570 円～15,550 円と幅があるが、4,660 円が 17 施設と最も多く、中央値は 2,560 円であった。虐待加算や事務費等を加算したりと各自治体で基準が設けられていた。

2-3-2. 適切と思われる委託料

結果は表 2-3-2 の通りである。

80 施設等から回答があり、1,560 円～15,891 円まで幅があるが 3,000 円が最も多く、次いで、2,000 円、5,000 円であった。また、金額の提示ではなく意見の記入が 76 あり関心の高さが伺われた。内容は「委託料の見直し」が 81.6%を占め、「現行でよい」「その他」がそれぞれ 9.2%であった。

見直し策としては、現行単価に施設事務費、教育費、一時支度金、人件費など何らかの加算をすることがあげられていた。特に教育費などの実費の要望は高かった。

2-4. 児童相談所からの情報提供

結果は表 2-4 の通りである(有効 207)

「電話で簡単に聞く程度」が 72(34.8%)、「措置と同様にしている」58(28.0%)、「面接して内容を聞く」45(21.7%)、「その他」32(15.5%)、「全く情報がない」0 であった。施設種別に見ると、児童自立支援施設や情緒障害児短期治療施設、乳児院については、「措置と同様にしている」が 57.9%、44.4%、43.8%となっているが、児童養護施設では「電話で簡単に聞く程度」が 35.4%、里親では 47.1%となっており、委託一時保護を受けるときの情報は施設等によってかなり差が見られた。

($\chi^2(12)=56.56, P=0.00$)

2-5. 通学

結果は表 2-5-2～6 の通りである(有効回

答 160)。

委託保護が 1 週間を超えると予定されている場合の小中学校への登校は、「通学させている」96(59.6%)、「させていない」64(40.4%)であった。通学させている場合、「出身校への通学」は 36(37.5%)であり、「施設の地元校へ転校」が 26(27.1%)、「施設の地元校に一時通学」が 27(28.1%)であった。

児童養護施設の場合、「出身校への通学」が 44.7%、「施設の地元校への転校」が 42.1%で、「施設の地元校へ一時通学」は 13.2%であるのに対し、児童自立支援施設や情緒障害児短期治療施設では「施設の地元校に一時通学」がそれぞれ 76.5%、66.7%であった。また、里親の場合、「出身校への通学」が 65.5%を占めていた。

2-6. 委託中の児童相談所との接触

結果は表 2-6 の通りである。(有効回答 201) 「ほとんどない」が 56(27.9%)、「月 1 回程度」34(16.9%)、「月数回」24(11.9%)、「週 1 回程度」37(18.4%)、「週数回」17(8.5%)「その他」33(16.4%)であった。施設別では、児童養護施設と里親では「ほとんどない」が 35.4%、29.4%と最も多く、他施設に比べ接触が少なく、児童相談所からの情報提供の結果と同傾向が伺われた。

2-7. 保護者とのトラブルの有無

2-7-1. 保護者とのトラブルの有無

結果は表 2-7-1 の通りである(有効回答 198)「頻繁にある」4(0.2%)、「時々ある」29(14.6%)、「あまりない」39(19.7%)、「ない」126(63.6%)であった。

施設別では、児童養護施設や乳児院、情緒障害児短期治療施設では、「時々ある」「頻繁にある」を合わせるとそれぞれ 27.0%、25.0%、25.0%であるのに対し、児童自立支援施設、里親では 9.1%、7.2%であり、

施設間で差があった。(χ²(12)=26.13, P=0.00)

2-7-2. トラブルの種類と内容(複数回答)

結果は表 2-7-2~12 の通りである。

トラブルがある場合、「暴力」は 0%であったが、「苦情」と「頻繁な電話」がそれぞれ 53.5%で半数を占めており「暴言」が 25.6%であった。

そして、その内容は、「子どもとの面会」についてが 45.8%、「子どもの引き取り」が 64.6%、「援助方針への不満」12.5%、「児童相談所への不満」43.8%、「施設への不満」20.8%等であった。

特に児童養護施設において、「子どもの引き取り」についてや「児童相談所への不満」がトラブルの内容になっていた。

2-8. 要望

2-8-1. 今後の委託一時保護の受け入れ

結果は表 2-8-1 の通りである(有効回答 214)。

「積極的に受け入れたい」50(23.4%)、「やや積極的に受け入れたい」57(26.6%)、「受け入れにはやや消極的」30(14.0%)、「受け入れには消極的」35(16.4%)、「その他」42(19.6%)であった。

施設別に見ると児童養護施設では「積極的に」と「やや積極的に」を合わせると「受け入れたい」が 47.7%、乳児院では、56.3%、児童自立支援施設では 47.7%、情緒障害児短期治療施設では 30.0%、里親では 79.7%と差が認められた。(χ²(16)=78.98, P=0.00) (里親については、調査への協力が得られたということ自体が積極的な姿勢の方からの回答という要素を考慮する必要はある)。また、「その他」の意見は、「ケースによる」が最も多かった。また、「施設自体が満杯である」「すべての児童相談所に一時保護所が必要である」